



報道関係者各位

## エコマーク「テイクアウト・デリバリー店舗」 認定基準案の意見募集(パブリックコメント)を実施

公益財団法人日本環境協会(所在地:東京都千代田区、理事長:新美 育文)が運営するエコマークは、新たに制定する「テイクアウト・デリバリー店舗」認定基準について、幅広く消費者・事業者の皆様方からご意見を聞くために、1月11日付で認定基準案を公開し、意見募集(パブリックコメント)を実施しますので、お知らせいたします。

### ◇No.511「テイクアウト・デリバリー店舗 Version1」(新規)について

エコマークでは、商品類型 No.505「飲食店 Version1」の認定基準を2017年9月に制定し、日本標準産業分類(総務省)に基づく「大分類 M-宿泊業、飲食サービス業 中分類 76-飲食店」を対象に、環境に配慮した飲食店の認定を行ってきました。2020年以降、新型コロナウイルス感染拡大防止のために緊急事態宣言の発出や外出自粛等の要請が行われ、多くの飲食店が時短営業や休業を余儀なくされることとなりました。その間、イートインでの市場が縮小する一方で、デリバリーやテイクアウトサービスの需要が急伸長するという消費者の行動変容が生まれましたが、これらのサービスは「中分類 77-持ち帰り・配達飲食サービス業」に分類され、現行のNo.505飲食店基準では適用範囲外となっています。

このような背景を踏まえ、事業者の環境配慮への取り組みを喚起するとともに、サービス利用などを通じた消費者への認知拡大を図り、社会全体の環境負荷低減に資することを目的として、同サービス店舗の認定基準を新たに策定することとしました。

#### <認定基準案のポイント>

- ①環境配慮がなされた食材の調達
- ②食品ロス削減の工夫、食品リサイクルの推進
- ③容器包装・カトラリー類の使用量削減、環境負荷低減効果が確認された素材への代替
- ④配達車両の長期使用化、エコドライブの実践 など

■ 認定基準案とご意見の募集: <https://www.ecomark.jp/nintei/public/>

■ ご意見の受付期間: 2022年1月11日(火)~2月9日(水)

■ 認定基準の制定予定日: 2022年3月1日(火)

■ ご意見送付先: エコマーク事務局 E-mail: [info@ecomark.jp](mailto:info@ecomark.jp) FAX:03-5829-6281

#### <本件に関するお問い合わせ>

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 基準・認証課

〒101-0032 東京都千代田区岩本町 1-10-5 TMMビル 5階

TEL:03-5829-6284

#### <エコマークについて>

国際標準化機構の規格 ISO14024「タイプ I 環境ラベル制度」に基づく認定制度です。

1989年に創設され公益財団法人日本環境協会が運営しています。環境への負荷が少ないなど、環境保全に役立つと認められる商品やサービスにつけられ、消費者が暮らしと環境の関係を考え、環境保全の面でより良い商品を選びやすくすることを目的としています。

エコマーク事務局ホームページでは、最新情報を随時アップしています。<https://www.ecomark.jp/>